

ひとり親家庭の方へ

◆8月は児童扶養手当現況届の提出月です。

手当が支給停止になっている人も含め、毎年、必ず提出が必要です。この届けを提出しないと8月以降の手当が受けられなくなります。また、未提出のまま2年が経過すると、時効により受給資格が消滅します。

※必要書類が受給者によって異なるため、郵送する案内書類をご確認ください。

◆ひとり親家庭等医療費受給資格者証が新しくなります。

受給資格者証は毎年更新で、有効期間が8月1日から翌年7月31日までとなっています。8月からは7月末頃に送付した新しい受給資格者証をご利用ください。

◆母子・父子自立相談員にご相談ください。

○自立支援教育訓練給付金

対象講座を受講し、修了した場合、経費の60% (上限あり) が支給されます。

○高等職業訓練促進給付金

看護師や介護福祉士等の資格取得のため、対象講座を6か月以上養成機関で修業する場合に、給付金が支給されます。

※詳しくは、さぬき市ホームページをご覧ください。



【問】子育て支援課 ☎(0879) 26-9905

気をつけて！小さい子どもの車内放置・自宅放置

「眠っていたから」「短い時間だから」というわずかな油断が子どもの生命を危険にさらします。

乳幼児・こどもだけを家に残して外出する、自動車の中に放置する、食事を十分に与えないなどは児童虐待(ネグレクト)です。絶対に止めましょう。

車内放置

子どもは大人と違って体温調整機能が未熟です。

車内では、短時間でも熱中症の危険が高まります。

外気温が35度の場合、エンジン停止後わずか15分で命取りに！



自宅放置

予想外の行動から思わぬ事故につながるおそれがあります。

- ・タバコや電池を誤飲する
- ・窓やベランダから落ちる
- ・お風呂の浴槽でおぼれる
- ・エアコンを止めてしまい熱中症になる



【問】子育て支援課 家庭児童相談室 ☎(0879) 26-9933 (平日 9:00~16:00)

「さぬき市子育てハンドブック すくすく さぬきッズ」を発行しました

健診や子育て関連施設、手当や制度など、妊娠・出産・子育て中の方に役立つ行政や民間のサービスを紹介しています。

初めての子育てでも分かりやすい内容で、妊娠届け時にお渡ししています。

また、子育てに関わる祖父母や地域ボランティアの方などにも使っていただけるよう、子育て支援課(寒川庁舎2階)や生活環境課(本庁1階)、市内の子育て関連施設で配布していますので、ぜひご確認ください。



【問】子育て支援課 ☎(0879) 26-9905

「こんにちは赤ちゃん 訪問事業」

民生委員児童委員が訪問します！

乳児(生後4か月頃まで)のいるご家庭に、お住まいの地区の民生委員・児童委員が、誕生おめでとうの気持ちとともに記念品をお届けします。育児に関する不安や悩みの相談にも応じています。

【お願い】出生届け時に市役所または寒川庁舎の窓口でお渡ししている、『出生児連絡届』を必ず提出してください。

【問】子育て支援課 ☎(0879) 26-9905
国保・健康課 ☎(0879) 26-9908